

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から53年3月まで

昭和49年12月の結婚を契機にA市B地区に住むようになり、自治会が国民年金保険料の集金をしていたので、私自身はその組織を通じて保険料を納付した。それにもかかわらず、国民年金の記録が未納になっている。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月の婚姻を契機にA市に住むようになり、申立期間の国民年金保険料をA市B地区の納付組織を通じて納付したと主張しているところ、同市が保管していた国民年金被保険者名簿には、「適用もれ」により、54年1月19日付けで、20歳まで遡って資格取得させた記載が確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和54年2月にA市で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち、50年1月から51年9月までの保険料については時効により納付できない期間であり、同年10月から53年3月までの保険料については、過年度納付が可能であるものの、自治会（納付組織）では納付することができない期間である。

さらに、同居していた申立人の夫も、A市が保管していた国民年金被保険者名簿から、申立人と同日（昭和54年1月19日）に、「適用もれ」により20歳まで遡って資格取得させ、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、申立人の申立期間に係る保険料が夫婦共に未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間以降もA市に継続して居住しており、同市において別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 692 (事案 68 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 6 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで

申立期間①に勤務したA社B工場及び申立期間②に勤務したC社については、厚生年金保険の適用事業所であったならば自分も厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしいと第三者委員会に申立てを行ったが認められなかった。前回の申立てでは、私が説明したことが全く採用されていないという不満があり、証言してくれる同僚もいるので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 当該期間に係る賃金台帳等が無い上、申立事業所は適用事業所ではなくなっており、厚生年金保険料の控除を確認することができないこと、ii) 申立人に厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶が無いこと、iii) 申立人が同僚として氏名を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、申立人に関する情報を得ることができなかったことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、今回再申立てを行っているが、申立人からは、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、申立期間①及び②のいずれの事業所においても、当時の事業主及び給与計算に関与していた同僚は既に死亡又は連絡先不明のため、当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①及び②について、申立人は、定時制高校に通学しながら勤

務していた当時の勤務状況及び仕事内容について、詳細な説明を行っていることから、当該期間について、申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除に関しては不明としている上、当時の同僚に申立人の勤務状況及び事業所の厚生年金保険の適用状況について照会を行ったが、申立人について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。